

# 前回委員会等における指導・助言事項と その対応方針について

令和元年 1 1 月

沖縄防衛局

## 1 「平成30年度 事後調査等報告書について」への対応について

区分	指摘 / 指導・助言事項	事業者の対応方針
① 事後調査報告書について	<p>【第21回環境監視等委員会】</p> <p>第7章の海草藻場の記載に関して、海草藻場の分布面積の推移では工事が始まる前から減少しており、工事が始まってから大きな変化はないことから、面積変動の傾向については、できるだけ客観的な表現になるよう記述を修正すること。</p>	<p>平成30年度事後調査報告書の記述を修正し、委員確認を得た上で9月30日に沖縄県へ提出。</p>
	<p>【第21回環境監視等委員会】</p> <p>第7章のウミガメの記載に関して、ウミガメ類の産卵数、上陸数に関する変動については、全国的なトレンドも考慮し、他の機関の調査結果なども利用して記述を修正すること。</p>	<p>平成30年度事後調査報告書に他機関のデータも引用収録するとともに、アカウミガメ、アオウミガメの種別上陸数の推移のグラフを追加するなど、記述を修正し、委員確認を得た上で9月30日に沖縄県へ提出。</p>

## 2 「レッドリストサンゴ類の生息状況等について」への対応について

区分	指摘 / 指導・助言事項	事業者の対応方針
② レッドリストサンゴ類について	<p>【第21回環境監視等委員会】</p> <p>死亡群体に関する移植したオキナワハマサンゴと元々移植先に生息していたオキナワハマサンゴの比較について、必要に応じてデータの追加も検討し、統計的な検定を進めること。</p>	<p>統計的な検定については検討中であり、整理ができ次第次回以降に提示する予定。</p>

### 3 「ウミガメ類の産卵場創出について」への対応について

区分	指摘 / 指導・助言事項	事業者の対応方針
③ ウミガメ類の産卵場創出について	<p>【第21回環境監視等委員会】</p> <p>ウミガメ類の産卵場創出においては、ウミガメ類の産卵に適した物理的な環境や汀線からの距離、地盤高の情報を再度確認しながら検討を進めていくこと。</p>	資料4において、モクマオウ除去範囲及びウミガメ類の産卵に適した砂浜の造成イメージを提示。
	<p>【第21回環境監視等委員会】</p> <p>ウミガメ類の上陸数については、全国的な傾向と対比して整理すること。</p>	本内容は、「①事後調査報告書について」で対応。

### 4 「ジュゴンの生息状況等について」への対応について

区分	指摘 / 指導・助言事項	事業者の対応方針
④ ジュゴン監視について	<p>【第21回環境監視等委員会】</p> <p>ジュゴン個体Bの解剖について、沖縄防衛局は実施主体ではないものの、沖縄防衛局が持っているデータもあることから、実施主体である機関と検案書の内容を含めた情報交換を進めていくこと。</p>	<p>沖縄防衛局が持っているデータとして、平成31年3月に古宇利島海域で検出された鳴音の全データを実施主体（環境省、沖縄県、今帰仁村）に提供済み。</p> <p>また、実施主体と情報交換を行ったところ、検案書にある「他の検査」については、今後、実施予定とのことであり、引き続き情報収集を行う。</p>
	<p>【第21回環境監視等委員会】</p> <p>嘉陽周辺海域の海草藻場の環境収容力について、実際のジュゴンの食跡を踏まえると環境収容力は大きくなるはずであり、また、ジュゴン以外による海草藻場の餌場利用についても考慮し再検討すること。</p>	嘉陽周辺海域の海草藻場の環境収容力については再検討中であり、整理ができ次第、次回以降に提示する予定。